

函 保 地

令和6年（2024年）7月23日

報 道 機 関 各 位

市立函館保健所地域保健課長

令和6年度献血運動推進協力団体等厚生労働大臣感謝状の  
伝達式の実施について

このことについて、感謝状の伝達式を行いますので、報道・取材方よろ  
しくお願いいたします。

記

- 1 伝達日時 令和6年7月30日（火） 9：30～
- 2 伝達式会場 総合保健センター2階 健康教育室  
（函館市五稜郭町23番1号）
- 3 受賞団体 函館市亀田農業協同組合
- 4 その他 表彰の趣旨および受賞団体の功績等については、  
別紙のとおり

〔 地域保健課 薬事担当：片山  
TEL 0138-32-1513 FAX 0138-32-1505  
hc-iyaku@city.hakodate.hokkaido.jp 〕

## 1 趣 旨

献血運動の推進に関し積極的に協力し、他の模範となる実績を示した会社、事業所、地域組織、学校等（以下「団体」という。）または個人に対し、厚生労働大臣の表彰状または感謝状の贈呈を行い、もって一層の献血運動の推進に寄与することを目的とする。

## 2 贈呈対象者の選考基準等

### (1) 厚生労働大臣表彰状

献血運動の推進に関し、次に掲げる要件のいずれかに該当し、その実績が特に優秀で、他の模範と認められる団体又は個人。

※原則、過去に献血運動に関し厚生労働大臣感謝状（厚生大臣感謝状）を受けたことのある団体又は個人。

- ・通算 20 年以上、献血に協力している団体
- ・献血思想普及のための広報活動等を積極的に行い、多大の功績が認められる団体又は個人。ただし、その期間が、団体については通算 20 年以上、個人については通算 30 年以上で年齢 50 歳以上とする。

### (2) 厚生労働大臣感謝状

献血運動の推進に関し、次に掲げる要件のいずれかに該当し、その実績が特に優秀で、他の模範と認められる団体又は個人。

- ・通算 10 年以上、献血に協力している団体
- ・献血思想普及のための広報活動等を積極的に行い、多大の功績が認められる団体又は個人。ただし、その期間が、団体については通算 10 年以上、個人については通算 20 年以上であること。
- ・献血受入施設の整備等に積極的に協力している団体又は個人。

## 3 令和 6 年度 道内被贈呈団体数

- ・厚生労働大臣表彰状 2 団体（函館市：該当なし）
- ・厚生労働大臣感謝状 6 団体（函館市：函館市亀田農業協同組合）

## 4 被表彰者の献血運動に関する功績内容

### (1) 函館市亀田農業協同組合

令和 2 年 北海道社会貢献賞（献血推進功労者）受賞

※40 年以上に渡り、年 2 回定期的に献血を実施し、常に安定した協力が得られており、その功績は多大である。